

開発行為の工事完了の検査が必要です。

開発行為の工事が完了したときは、工事完了届書を提出して
完了検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

都市計画法（抄）

（工事完了の検査）

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（略）の全部について当該開発行為に関する工事（略）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

都市計画法（以下「法」という。）第 37 条の規定により、法第 29 条の規定に基づく開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発行為の工事完了の検査を受け、完了公告がなされるまでは、原則として建築物等の建築が禁止されています。

○検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増改築、用途の変更の際に支障が生じることがあります。

申請者用のリーフレットについては、必ず申請者に必要な手続きについて説明の上、手渡しをしてください。

完了検査前に再度確認してください！

- 境界杭は、移動しない堅固なものが設置されているか
- 測量図と現地があっているか
- 構造物が境界の外に出ていないか
- 構造物は許可どおりに施工されているか
- 計画地盤の高さと現地があっているか
- 構造物にクラック（ひび割れ）等がないか
- 給排水計画図と現地があっているか
- 雨水浸透柵の施工は適切か
- 建築物の計画変更はないか
- その他

土地利用計画図と現地が異なる場合は、変更許可や変更届が必要となる場合がありますので、完了検査前にご相談下さい。（※内容によっては、図面の提出で済む場合もあります。）

問い合わせは裏面の県庁建築指導課・管轄県民センター・特例市・事務処理市にご連絡下さい。

◇開発工事の工事完了届出書は、開発区域の市町村に提出してください。